

資格情報のお知らせをお送りいたします。 加入者情報(マイナンバーの下4桁) の確認をお願いいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証に替えて、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みになります。当協会では、全ての加入者様に安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、マイナンバーに紐づけられた加入者情報の点検を実施しましたので、ご確認をお願いします。
また、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握できるよう、資格情報のお知らせをお送りいたします。

様式例

取得年月日 昭和60年10月1日

加入者名 全国健康保険協会 北海道支部

スマートフォンをお持ちの方は、右の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。
ぜひご利用ください。 マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

なお、現在、医療保険のデータ登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりですのでご確認ください(12桁の数字で表示)。表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していることを確認し、保険者までご連絡ください。

****** * 1234**

1 受診等を受診した際に、マイナ保険証の読み取りができないといった例外的な場合については、スマートフォン画面をマイナ保険証とともに提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

資格情報のお知らせ

記号 01010101	番号 00000001	枝番 00
氏名	わがが 知	
協会	太郎	
生年月日	昭和40年10月1日	
資格取得年月日	昭和60年10月1日	
保険者番号	01010016	
保険者名称	全国健康保険協会 北海道支部	

左側をミシン目で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。
資格情報のお知らせの詳細については、別紙をご覧ください。

1 資格情報のお知らせを切り取って保管してください

加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握できます。
また、令和6年12月2日から医療機関等の受診で必要となる場合があります。詳しくは裏面の「令和6年12月2日以降の受診方法」をご確認ください。
なお、点線で切り取ってマイナンバーカードと併せて大切に保管してください。
※切り取った資格情報のお知らせを棄損または紛失したときは、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入の協会けんぽ支部にご提出ください。

2 マイナンバーの下4桁をご確認ください

協会けんぽに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。
表示している下4桁の数字が、ご自身のマイナンバーの下4桁と一致していない場合には、以下までご連絡ください。

お問い合わせ先：協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369 (ナビダイヤル) ※土日祝日年末年始を除く

※一部IP電話等で繋がらない場合は、加入の協会けんぽ支部にお問い合わせください。

3 マイナポータルでも健康保険の資格情報を確認できます

マイナポータルでもご自身の最新の健康保険の資格情報を確認できます。
ログイン方法等については裏面の「マイナポータルの資格情報の確認方法」をご覧ください。

令和6年12月2日以降の受診方法

1 マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用することで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。
メリットや利用登録方法については、別紙をご覧ください。

※マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です。
導入している医療機関等については厚生労働省のホームページをご覧ください。(右の二次元コードからアクセス)



2 マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等でも、マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。
資格情報画面の表示等については下部の「マイナポータルの資格情報の確認方法」をご覧ください。

3 マイナ保険証+資格情報のお知らせ

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等であって、スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

4 健康保険証

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止となりますが、現在お持ちの健康保険証については、令和7年12月1日まで使用することができます。

なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。

【その他】

マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を使用することができない状況にある方については、「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

マイナポータルの資格情報の確認方法

スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルの資格情報画面でご自身の健康保険の資格情報を把握できるほか、オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等の場合に、マイナ保険証とともに提示いただくことで医療機関等を受診することができます。

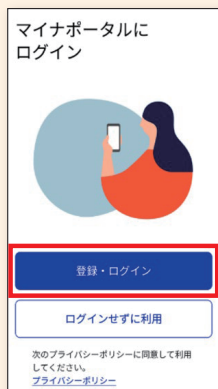
マイナポータルにログインできない方は、切り取った資格情報のお知らせをお使いください。

※協会けんぽでご提出いただいたマイナンバーを確認中の場合や、協会にマイナンバーをご提出いただいていない場合はご確認いただけません。

ログイン方法等(アプリをダウンロードする必要があります)



1「はじめる」を押します。



2「登録・ログイン」を押しマイナポータルにログインします。



3ログイン後、「健康保険証」を押します。



4「資格情報」から、登録されている健康保険証情報が確認できます。